

三郷市屋外広告物条例の一部改正（骨子）について

屋外広告物の落下や倒壊による事故の防止及び屋外広告物規制の運用の弾力化を図るため、三郷市屋外広告物条例を改正します。

改正のポイント① 《屋外広告物の安全管理の強化》【条例第18条関係】

平成27年2月に札幌市で発生した広告物の落下事故等を受け、屋外広告物の安全管理を強化します。

◎管理義務

現行で規定する表示者、設置者、管理者(※)に加えて、所有者又は占有者(※)にも、広告物の補修などの管理を行う義務があることを規定します。

◎点検義務

屋外広告物の所有者等は、当該屋外広告物の劣化や損傷の状況を点検させなければならない旨の規定を追加します。

なお、点検対象となる屋外広告物は、はり紙、はり札、広告旗、立看板、広告幕、アドバルーン等の簡易な広告物を除くすべての広告物とします。

◎有資格者による点検義務

許可が必要かつ一定規模を超える広告物の点検については、特定の資格を持つ専門的な知識を有する者に、点検をさせなければならない旨の規定を追加します。それ以外の広告物については、有資格者による点検を努力義務とします。

◎点検報告書の改正

点検項目を細分化し、安全点検の強化を図ります。

また、許可の更新時に、点検結果の提出を義務付けます。

※これまで、条例施行規則において点検結果表の提出を求めていたものを条例に規定するものです。取扱いに変更はありません。

改正のポイント② 《屋外広告物規制の運用の弾力化》【条例第8条関係】

公共デジタルサイネージ等の設置を推進するため、屋外広告物規制の弾力的な取り扱いを図ります。

- ◎案内図板、公共掲示板等、公益上必要な施設又は物件に表示する広告物であって、その広告物収入を当該施設等の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、市長の許可を受けて、屋外広告物の表示禁止地域(※)においても表示することができる旨の規定を追加します。

今後のスケジュールについて

令和3年 3月24日	令和2年度第2回三郷市景観審議会 屋外広告物条例の一部改正について（意見聴取）
令和3年 5月～6月	パブリック・コメント手続の実施
令和3年 夏頃	景観審議会の開催（条例改正諮問）
令和3年 12月	市議会へ条例（案）を上程
	市議会可決後、事業者等に条例改正について周知
令和4年 4月	条例及び施行規則の施行

※用語解説

- ・表示者、設置者 : 広告主、看板の設置業者など
- ・管理者 : 依頼を受けて日常の維持管理を行う者など
- ・所有者 : 看板そのものに所有権を有する者
- ・占有者 : 広告物に記載される企業等、テナントなどの広告を掲出する者など
- ・禁止地域 : 駅前広場、官公署の敷地など